

〒「世帯郵便番号」

「世帯住所」

「世帯住所方書き」

「保護者氏名」様

(「子ども氏名」様の保護者 様)

重要

RO.O.O



福岡市からのお知らせ

福岡市子ども習い事応援事業 のご案内 (新しく対象となるお子さん用)



福岡市では、電子クーポンを交付して、お子さんの習い事の費用を助成する「子ども習い事応援事業」を実施しています。

クーポンの交付を受けるには申込が必要です。本書及び別紙「子ども習い事応援事業申込方法について」に沿って、ぜひお申し込みください。

**対象者：生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等のうち、
小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者**

(※R6.4～ひとり親家庭等医療費助成制度対象者も含む)

交付額：子ども1人あたり 年額 12万円分 (有効期限 R7.3.31)

対象経費：初期費用 (入会金等)、月謝、教材・ユニフォーム代 など

申込方法：スマートフォンやパソコンからログインし、メールアドレスなどを登録するだけで簡単にお申し込みいただけます

★申込に必要な対象者IDと仮パスワード

対象者ID	「新規 or 復活ID」
仮パスワード	「新規 or 復活PW」
利用可能額	12万円

↓申込サイト



*ID番号…お子さん1人に1つ。このお手紙にのみ記載していますので、無くさないようしてください
*仮パスワード…初回ログインに必要です

1：数字、I/I：アルファベット小文字il/大文字AI、0：数字、o/O：アルファベット小文字o/大文字O などの誤り注意

子ども習い事応援事業のクーポンとは？

音楽、スポーツ、学習塾…いろんな習い事の教室で、月謝などの支払いができます。1,200以上の教室でご利用いただけます。

(利用者の声)

家計の都合で習い事をさせられないと悩んでいましたが、
習い事を始めることができました

生き生きとした子どもの姿を見られるようになりました
子どもも私(保護者)も笑顔が増えました



※事業のくわしい内容や、クーポンが利用できる教室などについては、専用サイトをご覧ください。
※スマートフォンやパソコンをお持ちでない場合は、カード型クーポンの申請も可能です。

【問合せ先】 福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局

TEL：092-406-3108 FAX：092-451-0550

【対応時間】 月～土 9:00～18:00 (日祝及び12/29～1/3 休み)

※この事業は、株式会社日本旅行及びGigi株式会社が福岡市からの委託を受けて運営しています。

→公式サイト



音声によるご案内

Uni-Voice





子ども習い事応援事業 申込方法について（必ずお読みください）



事業概要

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されずに、
個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、習い事の費用を助成します！

(1) クーポン交付対象者（助成対象者）

市内在住で生活保護または児童扶養手当を受給している世帯等*のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

*R6.4～ひとり親家庭等医療費助成制度対象者の方も含まれます

(2) クーポン交付額（子ども1人あたり）

R6.4から：年額12万円分（毎年4月1日に交付、有効期間1年間（年度末まで））

*有効期間内に対象者の要件を満たさなくなった場合は、それ以降クーポンの利用はできません。

(3) クーポンの交付方式

オンラインで利用できる電子クーポン（スマートフォンやパソコンをお持ちでない場合はカード型クーポン）

(4) その他注意事項

- ・利用者は、クーポンの利用に際し、教室から釣銭を受け取ることはできません。
- ・クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。
- ・クーポンの利用は有効期限までです。期限を過ぎた後の繰越はできません。
- ・クーポンは交付された本人しか利用できません。

申込

申込方法は
↓下記参照↓



申込後

①申込後
クーポン交付

②教室等選択
クーポン利用

③教室に利用
情報が届く



*クーポンの支払い方(月払いか年払いかなど)は教室によって異なりますので、ご確認ください。
*年間12万円を超える費用は対象者の自己負担となります。

申込方法

クーポンを受け取るためには **申込が必要** です。

同封の案内文に記載の **対象者ID および 仮パスワード** を使って申込をしてください。

専用申込サイトから申込

右の二次元コード または 下記URLから専用申込サイトにお入りください（続き裏面）

申込サイトURL <https://kodomonaraigoto-fukuoka.bizmeshi.com/>



※スマートフォンやパソコンをお持ちでない場合は・・・カード型クーポン申込

事務局に郵送又はFAXで申込 クーポン交付申請書に記入の上、返信用封筒又はFAXで送付してください

申込手順

1) 初回ログイン時の入力手順



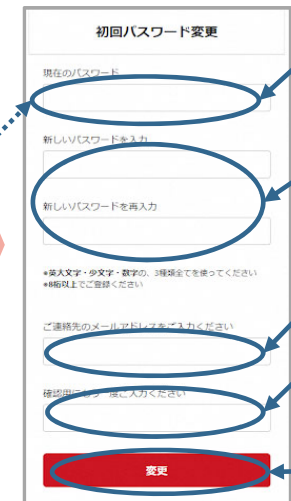
①対象者IDを入力
案内文書に記載の対象者IDを確認しながら入力

②仮パスワードを入力
案内文書に記載の仮パスワードを確認しながら入力

③同意するにチェック
内容を確認し、2か所にチェック

④ログインをクリック
ログインすると画面が2)に切替ります

2) 初回パスワード変更とメールアドレスの登録



⑤現在のパスワードを入力
現在のパスワード=仮パスワードとなります

⑥新しいパスワードを入力
ご自身でパスワードを設定して入力
※忘れないように控えておいてください

⑦メールアドレスを入力

⑧確認でもう1度入力
アドレスの入力間違いがないか必ずご確認ください

⑨変更ボタンをクリック

教室検索・選択画面



教室を探す

キーワードで探す
1)

場所検索
福岡県 2)

ジャンルで探す
3)

検索

検索結果: 全985件

大名ピアノ教室
福岡県福岡市中央区大名

教室検索

【検索方法】
1) キーワード検索
2) 場所検索
3) ジャンル検索

検索結果は画面下に表示されます。なお、端末の位置情報をオンにしている場合は、現在地から近い順に表示されます。

大名ピアノ教室

このページでは教室の詳細情報が確認できます。

【情報】
1) サービス内容
※習い事のプラン等が設定されている場合があります
2) 教室情報
3) 教室へのコメント

精算、残額確認等



教室詳細

必要事項を入力してください。ご不明な点はマイページのマニュアルをご参照ください

大名ピアノ教室
新規限定お試しレッスン 15分

金額
税込金額 500円
税抜金額 500円

金額指定
500円 (税込) -500円 (税抜)

金額指定 0円
税額が 9500円です。

内容に間違いがないか確認は、こちらの画面をタップしてください

お会計をする

習い事精算

【精算方法】
A: サービス内容から選択 ★
↓
金額確認し間違いなければ「お会計をする」をタップ
B: 金額指定を選択した場合 ★
↓
金額欄に金額入力し間違いなければ「お会計をする」をタップ
*ここで残額確認できます

マイページ

ID: 2206200001

氏名

利用実績
1) 利用実績
2) 購入履歴一覧
3) お気に入り一覧
4) パスワード変更
5) 教室等への支払い方法 (マニュアル)
6) ログアウト

【マイページの項目】
* 利用実績
* 購入履歴一覧
* お気に入り一覧
* パスワード変更
* 教室等への支払い方法 (マニュアル)
* ログアウト
など

⚠ 電子クーポン精算前に必ず利用したい教室へ申込(契約)を行ってください (本システムでは利用申込はできません)

お問合せ先 福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局
TEL:092-406-3108 FAX:092-451-0550
[対応時間] 月~土9:00~18:00(日祝及び12/29~1/3休み)
<https://kodomonaraigoto-fukuoka.studio.site>

<ご案内>
電子クーポン上で表示される氏名に関して、一部システム上表示できない漢字につきましては常用漢字等に置き換えて表示しております。

重要

助成対象者の皆様へ

<ご案内と注意事項について>

以下のご案内と注意事項を必ずご一読ください。ご不明な点あれば、運営事務局までご連絡ください。

- ID番号と仮パスワードを記載した「福岡市子ども習い事応援事業のご案内」は、

今回一度しかお送りしません。紛失しないよう大切に保管してください。

※現在、利用する予定がなくても、念のため保管をお願いします。

- ID番号はお子さん1人につき、1つの番号です。

兄弟・姉妹がいる場合、クーポン利用の際に必ず名前を確認の上、利用をしてください。

万一、兄弟・姉妹間で間違っクーポンを利用したときは、すぐに運営事務局までお知らせください。

- 令和6年度のクーポン(年額12万円)はR6.4.1に交付します。

※クーポンの利用(精算)は、助成対象者であるみなさんご自身で行ってください。

- 新しく習い事を始める場合は、希望する教室がクーポンを利用することができるか確認し、

みなさんご自身で、教室に習い事の申込(契約)を行ってください。

この事業のクーポンは、習い事の申込を行うものではなく、習い事費用の支払(精算)を行うものです。

クーポンを利用しただけでは、習い事の申込をしたことにはなりませんので、注意してください。

- クーポンの利用は、今月以降、いつでも開始することができます。

今月中の申込をお勧めしていますが、来月以降でも、申込やクーポン利用を開始することができます。

- スマートフォンやパソコンをお持ちの方は、電子クーポンを申請いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】 福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局

TEL:092-406-3108 FAX:092-451-0550

【対応時間】 月～土9:00～18:00(日祝及び12/29～1/3休み)

※本事業は株式会社日本旅行及びGigi株式会社が受託運営しております

※この申請書は、カード型クーポンを利用される方向けの申請書です。
スマートフォンやパソコンをお持ちの方は、別紙に沿って、二次元コード又はURLから電子クーポンの申請をお願いいたします。
(電子クーポンの申請を行う場合、この申請書を重ねて提出する必要はありません。)
※手書きの場合は、誰でも読めるハッキリと大きな字で記載ください。
※□がある項目は、同意又は該当する項目に必ずチェック(☑)を入れてください。
※裏面の記入例がありますので、参考にしてください。

カード型クーポンの交付には時間がかかりますので、早めの申請をお願いします。
10日までに申請書到着→15日頃発送、20日までに申請書到着→25日頃発送、
21日以降月の末日までに申請書到着→翌月5日頃発送【この場合、R6.4月からクーポン使用可能】

福岡市子ども習い事応援事業 クーポン交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

福岡市子ども習い事応援事業の助成(クーポンの交付)を受けたいので、以下の項目に同意のうえ、交付を申請します。

- ☐ 虚偽の記載により福岡市子ども習い事応援事業のクーポン(以下「クーポン」という。)の交付を受けた場合や、改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得した場合、その他クーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用した場合は、クーポン及びクーポンで利用した金額を福岡市へ返還すること。
- ☐ 本事業の助成に必要な場合は、福岡市が関係公簿(申請者の世帯の住民基本台帳や生活保護、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の受給状況など)の情報を利用すること。なお、この場合は、世帯員全員の同意を得ているものとみなす。
- ☐ 福岡市が本事業を通じて得た個人情報について、個人を特定しない統計的な情報として解析し、その解析結果を利用者又は第三者に提供すること。
- ☐ 福岡市、福岡市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や、参画事業者(習い事の教室等)が保有する通塾状況等(習い事に通っている状況)の個人情報を取り扱うとともに、必要に応じ、クーポンの利用状況の確認等を申請者及び利用者に対して行うこと。
- ☐ 参画事業者が提供するサービスの内容、安全性、品質等については、福岡市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用者、その他関係者に損害が発生した場合でも福岡市及び福岡市から委託を受けた運営事業者は一切の責任を負わないこと。

<基本情報>

対象者ID番号		← 同封の案内文に記載の対象者ID(10桁)を記入	
保護者 ※1	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	住 所	〒 -	
	電話番号	() -	
	電子メールアドレス		
子ども ※2	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	住 所	〒 - 上記保護者と ☐ 同居(以下記入不要) ☐ 別居(以下記入)	

※1 生活保護世帯の世帯主、児童扶養手当の受給者又はひとり親家庭等医療費助成制度の対象者
※2 本事業を利用して習い事に通う小学5年生から中学3年生までの子ども

<カード型クーポンの送付先>

☐ 保護者の住所	☐ 子どもの住所
---------------------------------	---------------------------------

※上記以外の送付先をご希望される場合は、運営事務局(コールセンター)へご連絡ください。

<カード型クーポンについて>

- スマートフォンやパソコンをお持ちでない方には、カード型クーポンを交付することができます。
- カード型クーポン交付を希望する方は裏面「クーポン交付申請書」に必要事項を記入し、事務局へ郵送又はFAXしてください（郵送：返信用封筒を使用、FAX：下記FAX番号へ）。
- 申請書提出期限：毎月20日 事務局必着
- ＊カード型クーポンの交付には時間がかかります。早めの申請をお願いします。
- ＊申請書が期限内に到着した場合、25日頃までに、その月から使用できるカード型クーポンを発送します。
- 21日以降に到着した場合は、その月内にカード型クーポンを発送することはできません（翌月に発送）。
- ＊当月分の助成を受けるには、その月の末日までに教室へクーポンを提示する必要があります（教室も月締め処理がありますので、受領後はできるだけ早く教室にご提示ください）。
- ◎事務局からのお願い
- スマートフォンをお持ちであるなど、電子クーポンを利用できる環境にある方は、大変恐れ入りますが、電子クーポンを申請してください。申請方法が分からない場合は、運営事務局へお電話ください。

福岡市子ども習い事応援事業 クーポン交付申請書

記入例

令和 9 年 9 月 9 日

(あて先)福岡市長

福岡市子ども習い事応援事業の助成(クーポンの交付)を受けたいので、以下の項目に同意のうえ、交付を申請します。

- ☒ 虚偽の記載により福岡市子ども習い事応援事業のクーポン(以下「クーポン」という。)の交付を受けた場合や、改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得した場合、その他クーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用した場合は、クーポン及びクーポンで利用した金額を福岡市へ返還すること。
- ☒ 本事業の助成に必要な場合は、福岡市が関係公簿(申請者の世帯の住民基本台帳や生活保護、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の受給状況など)の情報を利用すること。なお、この場合は、世帯員全員の同意を得ているものとみなす。
- ☒ 福岡市が本事業を通じて得た個人情報について、個人を特定しない統計的な情報として解析し、その解析結果を利用者又は第三者に提供すること。
- ☒ 福岡市、福岡市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や、参画事業者(習い事の教室等)が保有する通塾状況等(習い事に通っている状況)の個人情報を取り扱うとともに、必要に応じ、クーポンの利用状況の確認等を申請者及び利用者に対して行うこと。
- ☒ 参画事業者が提供するサービスの内容、安全性、品質等については、福岡市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用者、その他関係者に損害が発生した場合でも福岡市及び福岡市から委託を受けた運営事業者は一切の責任を負わないこと。

<基本情報>

対象者ID番号		1234567890		← 同封の案内文に記載の対象者ID(10桁)を記入			
保護者 ※1	フリガナ	フクオカ ハナコ					
	氏 名	福岡 花子					
	生年月日	1990	年	1	月	1	日
	住 所	〒 812 - 0011 福岡市博多区博多駅前1-1-1					
	電話番号	(092)	000	-	0000		
電子メールアドレス		fukuoka-ongaku@gmail.com					
子ども ※2	フリガナ	フクオカ ジロウ					
	氏 名	福岡 次郎					
	生年月日	2010	年	5	月	5	日
	住 所	〒 - 上記保護者と ☒ 同居(以下記入不要) ☐ 別居(以下記入)					

※1 生活保護世帯の世帯主、児童扶養手当の受給者又はひとり親家庭等医療費助成制度の対象者

※2 本事業を利用して習い事に通う小学5年生から中学3年生までの子ども

<カード型クーポンの送付先>

- ☒ 保護者の住所 ☐ 子どもの住所

※上記以外の送付先をご希望される場合は、運営事務局(コールセンター)へご連絡ください。